

2013年4月15日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 出口 治明
(証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険 2012年度第4四半期の保険金等の支払状況

2012年度の保険金等の支払実績は2,356件

ライフネット生命保険株式会社(URL:<http://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:出口治明)は、2012年度第4四半期(2013年1月~3月)の保険金等の支払状況をお知らせします。

2012年度第4四半期にお支払いした保険金等は、保険金8件、給付金653件の合計661件となりました。また、お支払いできない事由(支払不可事由)に該当すると判断した件数は、給付金26件となりました。この結果、2012年度(2012年4月~2013年3月)にお支払いした保険金等は、保険金18件、給付金2,338件の合計2,356件となり、お支払いできない事由に該当すると判断した件数は、保険金7件、給付金89件の合計96件となりました。

当社は、創業理念をまとめた「ライフネットの生命保険マニフェスト」(<http://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/manifesto/>)において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを「正確に誠実に、遅滞なく」実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内¹」に、指定口座に保険金等をお支払いしています。引き続き迅速な支払いの実現に努めた結果、2012年度の平均支払所要日数(営業日)は3.25日¹となりました。

また、2012年10月2日より、医療保険の給付金請求書類のうち、医師の診断書(各種証明書)の提出を原則²として不要とし、お客さまがより簡易に給付金を請求できる環境を整えました。この結果、医療機関への診断書の作成依頼から発行までの期間が短縮され、当社への連絡から給付金の支払までにかかる平均日数は43日³から23日⁴となりました。また、診断書の取得にかかる5,000円程度の費用⁵と手間を省くとともに、診断書を作成する医療機関側の負担も軽減することができました。

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数および内訳⁶

2012年度(2012年4月～2013年3月)

(単位:件)

	かぞくへの保険				じぶんへの保険			
	死亡 保険金	高度障害 保険金	保険料の 払込免除	計	入院 給付金	手術 給付金	保険料の 払込免除	計
支払件数	17	1	—	18	1,675	579	1	2,255
支払不可事由 該当件数合計	7	—	—	7	58	27	—	85
詐欺取消	1	—	—	1	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	—	—	—	—	20	11	—	31
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	6	—	—	6	—	—	—	—
支払事由非該当	—	—	—	—	38	16	—	54

(単位:件)

	じぶんへの保険プラス						働く人への保険	合計
	入院療養 給付金	外来療養 給付金	がん治療 給付金	先進医療 給付金	保険料の 払込免除	計	就業不能給付金 ⁷	
支払件数	20	9	—	—	—	29	54	2,356
支払不可事由 該当件数合計	1	1	—	—	—	2	2	96
詐欺取消	—	—	—	—	—	—	—	1
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	—	—	—	—	—	—	1	32
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	—	—	—	—	—	—	—	6
支払事由非該当	1	1	—	—	—	2	1	57

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数の推移

(単位:件)

		支払件数	支払不可事由該当件数
2012 年度	第 4 四半期 (2013 年 1 月～3 月)	661	26
	第 3 四半期 (2012 年 10 月～12 月)	678	43
	第 2 四半期 (2012 年 7 月～9 月)	537	8
	第 1 四半期 (2012 年 4 月～6 月)	480	19
2011 年度	第 4 四半期 (2012 年 1 月～3 月)	432	20
	第 3 四半期 (2011 年 10 月～12 月)	347	12
	第 2 四半期 (2011 年 7 月～9 月)	262	9
	第 1 四半期 (2011 年 4 月～6 月)	243	15
2010 年度	第 4 四半期 (2011 年 1 月～3 月)	193	10
	第 3 四半期 (2010 年 10 月～12 月)	150	5
	第 2 四半期 (2010 年 7 月～9 月)	95	4
	第 1 四半期 (2010 年 4 月～6 月)	67	10
2009 年度	第 4 四半期 (2010 年 1 月～3 月)	55	2
	第 3 四半期 (2009 年 10 月～12 月)	36	6
	第 2 四半期 (2009 年 7 月～9 月)	35	2
	第 1 四半期 (2009 年 4 月～6 月)	17	0
2008 年度	第 4 四半期 (2009 年 1 月～3 月)	7	1
	第 3 四半期 (2008 年 10 月～12 月)	1	1
	第 2 四半期 (2008 年 7 月～9 月)	3	0
	第 1 四半期 (2008 年 4 月～6 月)	0	0

支払不可事由に該当する事案の概要

2012年度第4四半期(2013年1月～3月)にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払不可事由	種類	支払不可事由に該当する事案の概要
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 病気による入院・手術給付金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、契約の申し込み前に入院の原因となった病気を説明されていたにもかかわらず事実を告知していただかなかったことが判明し、かつ、告知いただかなかった事実とご請求いただいた病気に因果関係が認められました。 このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の給付金は支払不可としました。
支払事由非該当	入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> 病気による入院給付金の請求をいただきましたが、ご提出いただいた診療明細書により、1泊以上の入院はなく、日帰りの治療であったことが確認されました。 このため、ご請求の給付金は支払事由非該当としました。

- 請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は平均支払所要日数の計算に含めていません。
- 次の場合は、当初からまたは追加で診断書の提出を求めたり、当社から医療機関等に事実確認を行ったりすることがあります。また、入院の原因等によってはその他の書類を提出いただく場合があります。
 - ✓ 診療明細書の提出ができない場合
 - ✓ 請求者が被保険者以外(指定代理請求人等)となる場合
 - ✓ 当社が定める特定の傷病(がん等)による場合
 - ✓ 当社が定める治療期間を超える場合
- 開業から2012年8月までに受け付けた医療保険の給付金請求における当社実績に基づきます。
- 2012年10月2日から2013年3月31日までに受け付けた診断書が不要となる医療保険の給付金請求における当社実績に基づきます。
- 産労総合研究所「2007年医療機関における文書料金実態調査」に基づきます。
- 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては1契約で複数の件数を計上する場合があります。
- 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。なお、2012年度に就業不能給付金をお支払いした被保険者数は、11人です。

用語の説明

支払不可事由に該当する事由の説明は、以下のとおりです。なお、「約款」とは、当社の定期死亡保険(無配当・無解約返戻金型)、終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)、定期療養保険(無配当・無解約返戻金型)および就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)にかかるそれぞれの普通保険約款を指しています。

詐欺取消	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消しとさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い済みいただいている保険料は払い戻しません。(約款「詐欺による取消し」)
不法取得目的無効	保険金などを不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合は、保険契約を無効とさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い済みいただいている保険料は払い戻しません。(約款「不法取得目的による無効」)
告知義務違反解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかつた場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただきますことがあります。(約款「告知義務違反による解除」)
重大事由解除	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合、保険金等のご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合、その他、約款「重大事由による解除」に定める事由によって、保険契約を解除させていただきますことがあります。
免責事由該当	約款に定める「保険金を支払わない場合(免責事由)」および「給付金を支払わない場合(免責事由)」にそれぞれ該当する場合、ご請求内容が、保険約款に定める免責事由に該当すると判断させていただきますことがあります。
支払事由非該当	ご請求内容が、約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただきますことがあります。(約款に定める「支払事由」に該当しない場合)なお、保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合のみです。

ライフネット生命について <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社および商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧下さい。

株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧下さい。

本件に関するお問い合わせ先

03-5216-7900

広報： 吉川、関谷

IR： 堅田、近藤